



報道発表資料の配付日時 3月22日(月) 15時00分

発表項目 (行事名)	令和2年度(2020年度)北海道希少野生動植物種保護対策検討有識者会議 植物専門部会の開催について		
記者レクチャー のお知らせ	(実施日時)	発表者	
		発表場所	
	<p>標記会議を次のとおり開催しますので、お知らせします。</p> <p>1 日時 令和3年(2021年)3月25日(木) 午後1時30分から午後5時30分まで</p> <p>2 場所 札幌市中央区北2条西7丁目 かでの2・7 820研修室</p> <p>3 議事(予定) (1) 北海道レッドリスト改訂に係る検討について (2) 指定希少野生動植物種(植物)のモニタリング結果及び方針等について (3) その他</p>		
参 考	<p>構成員名簿、会議開催要領については、別添を参照願います。 なお、配付資料については、希少種の生息情報(生息地、生息数、種の存続を脅かす要因等)が含まれるため非公開とします。</p>		
報道(取材) に当たって のお願い	<p>希少野生動植物種の生息情報に関する意見交換等を行うことから、取材は冒頭挨拶までとさせていただきます。 なお、会議終了後、自然環境課が質問をお受けいたします。</p>		
他のクラブ との関係	同時配付 同時レク		
担 当 (連絡先)	<p>環境生活部環境局自然環境課企画調整係 担当：橋本(ダイヤル：011-204-5987 又は 代表：011-231-4111 内線24-389)</p>		

令和2年度北海道希少野生動植物種保護対策検討有識者会議  
植物専門部会 構成員名簿

区 分	所 属	氏 名	備考
構成員	北海学園大学 名誉教授	佐藤 謙	
	北海道大学大学院地球環境科学研究院長 教授	大原 雅	
	北海道大学北方生物圏フィールド科学センター植物園 助教	東 隆行	
	植物写真家	梅澤 俊	
	釧路市医師会看護専門学校 非常勤講師	高嶋 八千代	
	株式会社さっぽろ自然調査館 主任技師	丹羽 真一	
	旭川市北邦野草園	堀江 健二	
	地方独立行政法人 北海道立総合研究機構 産業技術環境研究本部 エネルギー・環境・地質研究所 自然環境部 研究主幹	西川 洋子	
	地方独立行政法人 北海道立総合研究機構 産業技術環境研究本部 エネルギー・環境・地質研究所 自然環境部 主査	島村 崇志	

# 北海道希少野生動植物種保護対策検討有識者会議 開催要領

## 第1 目的

北海道環境生活部は、北海道の希少野生動植物種保護対策の検討にあたり、有識者等からの意見聴取、情報交換等（以下「意見聴取等」という。）を行うことを目的として、「北海道希少野生動植物種保護対策検討有識者会議」（以下「有識者会議」という。）を開催する。

## 第2 議題

有識者会議の議題は、次のとおりとする。

- 1 希少野生動植物種の総合的な保護施策に関する事項
- 2 北海道レッドリスト及び北海道レッドデータブックに関する事項
- 3 北海道生物多様性の保全等に関する条例に基づく指定希少野生動植物種及び特定希少野生動植物種に関する事項（同条例第 42 条の規定による指定希少野生動植物種及び特定希少野生動植物種の指定又は解除に係る候補種並びに第 65 条の規定による生息地等保護区の指定又は解除に係る候補地の選定に関する事項を含む。）
- 4 希少野生動植物種の保護施策の推進に必要な調査に関する事項

## 第3 構成

- 1 有識者会議は、構成員 15 名以内で構成する。
- 2 構成員は、有識者等への出席依頼及び承諾の手続きにより環境生活部長が選定するものとする。  
なお、上記手続きにおいて、有識者が所属する団体等から要請があった場合は、環境生活部長が委嘱書を交付するものとする。

## 第4 有識者会議の開催

- 1 有識者会議の開催は、環境生活部長が招集し、主催する。
- 2 有識者会議での議事進行を円滑に行うため、構成員の中から座長を 1 名選出するものとする。

## 第5 専門部会の開催

- 1 各生物分類群に関する専門事項について意見聴取等を行うため、必要に応じて専門部会を開催するものとする。
- 2 専門部会で意見聴取等を行う専門事項は、第2に規定する事項とする。
- 3 専門部会は、各生物分類群について、有識者会議の構成員の中から環境生活部長が指名する者及び第3に規定する方法により環境生活部長が選定する者で構成する。
- 4 専門部会の開催は、自然環境担当局長が招集し、主催する。
- 5 専門部会での議事進行を円滑に行うため、構成員の中から座長を 1 名選出するものとする。

## 第6 会議の公開

有識者会議や専門部会では、希少野生動植物種の生息・生育情報に関する意見聴取等を行うことから原則非公開とする。

## 第7 事務局

有識者会議の事務局は、環境生活部環境局自然環境課に置く。

## 第8 その他

この開催要領に定めるもののほか、有識者会議の運営に関して必要な事項は、別に定める。

## 附則

- 1 この開催要領は、平成 28 年 5 月 19 日から施行する。
- 2 この開催要領の施行に伴い、「北海道希少野生動植物種保護対策検討委員会設置要綱（平成 26 年 4 月 23 日施行）」は廃止する。

## 附則

この開催要領は、平成 30 年 4 月 6 日から施行する。

## 附則

この開催要領は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。